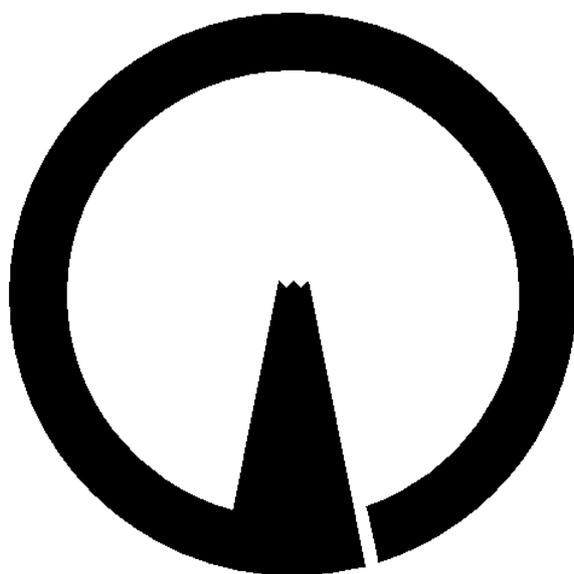


御殿場市行政改革大綱

～市民とともに歩む行政経営の実現～



平成22年1月

御 殿 場 市

目 次

1. はじめに	1
2. 改革の方針	2
御殿場型NPM体系図	3
3. 大綱体系及び計画期間	4
4. 行政改革推進項目	5
(1) 効率的な行政経営	6
(2) 透明・公正な行政の推進	7
(3) 市民協働のまちづくり	9
(4) 財政の健全化	10
5. 行政改革の推進にあたって	10

1. はじめに

地方分権のますますの進展をはじめ、少子・高齢化、地球規模での環境問題、情報通信技術の急速な発展など、自治体を取り巻く社会環境、経済環境は著しく変化しております。

特に、近年の米国を発端とする百年に一度と言われる経済・金融危機は、国民の生活はもとより、大幅な税収の減少など、自治体の財政状況にも大きな影響を与えております。

今まさに、当市をはじめとする地方自治体には、市民から納めていただいた税金を効果的に配分し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、一層の効率的な行政運営が求められており、自主・自立できる財政基盤を確立し、自治体を経営していくという視点が、重要視されています。

これまで、当市では、平成21年度までを目途に取り組んでいく課題や方針について定めた行政改革大綱を平成16年6月に策定し、その実施計画である御殿場市行政改革行動計画（集中改革プラン）を中心に、様々な改革に取り組んできました。

特に、指定管理者制度、PFI等をはじめとする民間活力の活用や、職員数の削減、諸手当の見直し等による行政経費の縮減等を行ってまいりました。

しかしながら、自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、情勢の変化に対応した、新たな視点に立った大綱の策定が必要となりました。

今回策定する大綱は、職員一人ひとりが、常に市民に目を向け、経営感覚を磨きつつ、市民とともに歩む行政経営の実現をめざすことを主眼としています。

併せて、地方分権時代にふさわしい自治体のあり方を追及するとともに、第三次御殿場市総合計画（平成13～27年度）の基本構想でもあります「緑きらきら、人いきいき、御殿場」の実現に向けて、市民と行政が連携・協働してまちづくりを進めていくものです。

2. 改革の方針 ～御殿場型NPM^{*1}の構築をめざして～

急激な景気の悪化や地方分権改革の進展など、本市を取り巻く社会経済環境が激変する中で、市民と行政が一体となって、より効率的な行政運営を進めていくためには、行政運営に民間の経営理念や経営手法を効果的に導入し、従来の「行政運営」から「行政経営」への転換に向けた行政改革が必要である。

この改革には、改革の実施主体である職員の意識改革と資質向上が不可欠である。職員一人ひとりが、市民と真摯に向き合い、市民本位の視点に立った行政サービスを提供することで市民満足の向上を図るとともに、市民の積極的な行政への参画を促進し、市民とともに歩む行政経営をめざす。

行政経営の実現に向け、中長期的な財政見通しのもと、安定した財政基盤を確立し、経営手法を取り入れながら、計画や予算、評価を連携させ、トータルで機能する体系、いわゆる「御殿場型NPM」の構築を図る。

トータルで機能する体系づくり

- 計画・予算・評価を結びつける
- 職員のマネジメント能力を向上させる

経営手法の活用

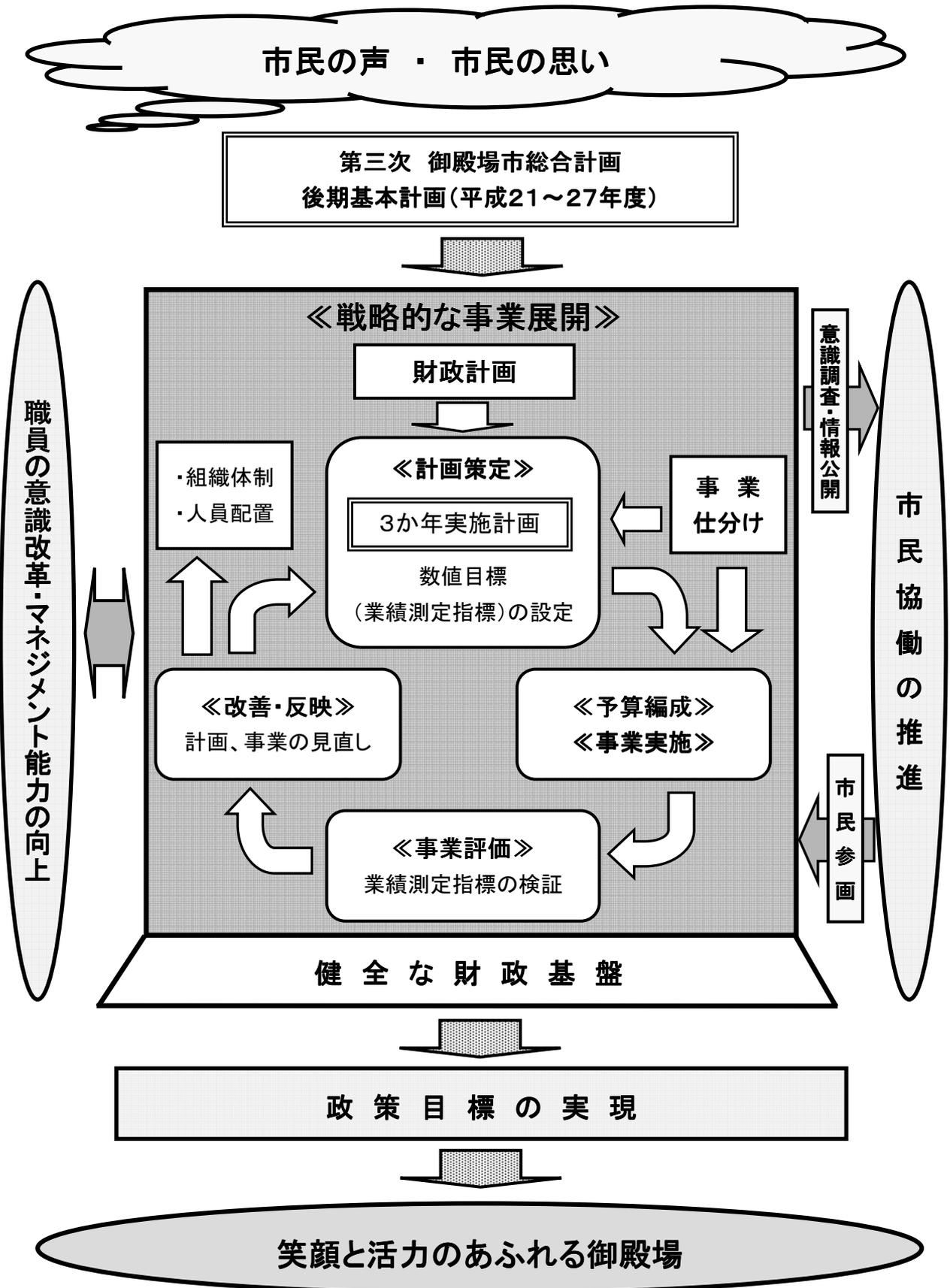
- 新たな経営手法の導入
- 既存の取り組みを生かす

直近の課題に対応する

- 景気悪化による税収減に対応する
- 財政健全化の維持を図る

^{*1} NPM (New Public Management [ニューパブリックマネジメント]: 新公共経営) …行政に民間企業の経営理論、経営手法などを導入することで、行政の効率性、有効性を向上させ、質の高い行政サービスを提供すること。

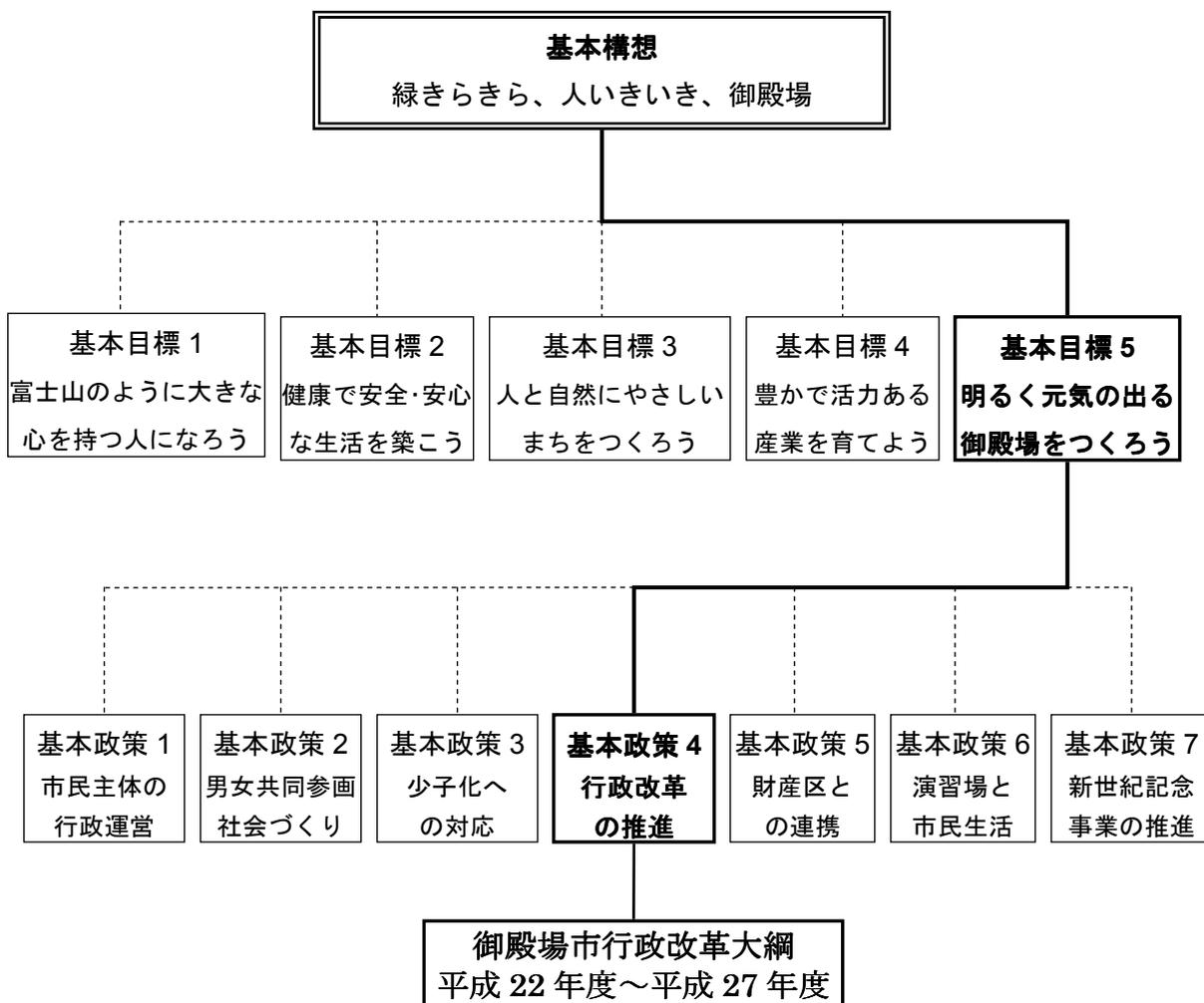
御殿場型NPM体系図



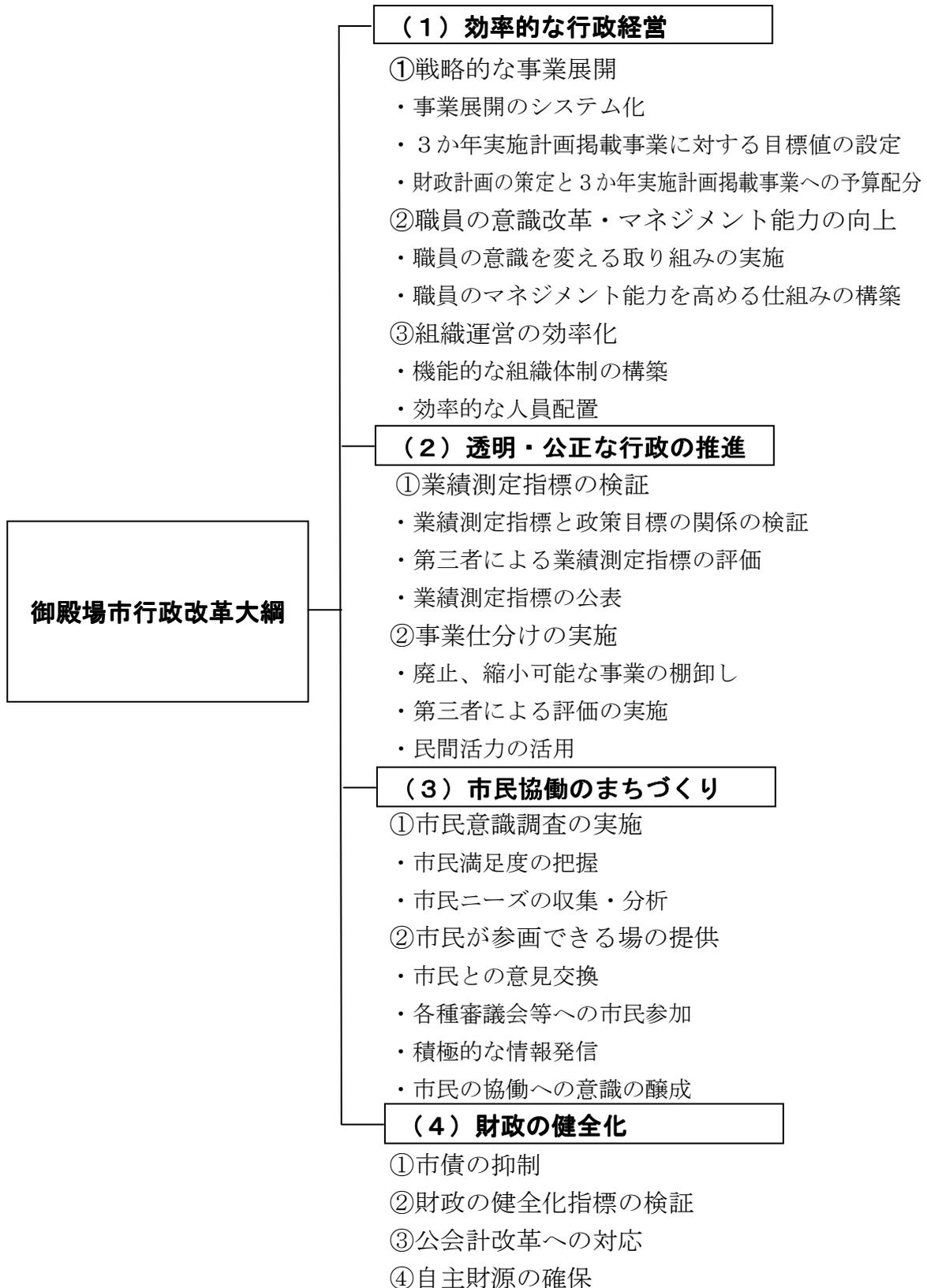
3. 大綱体系及び計画期間

本大綱は、第三次御殿場市総合計画に基づき、平成22年度から平成27年度の6か年において取り組んでいく課題や方針について、必要な事項を定めるものとする。ただし、必要に応じて見直しをするものとする。

第三次御殿場市総合計画体系



4. 行政改革推進項目



(1) 効率的な行政経営

①戦略的な事業展開

最少の経費で最大の効果を発揮することが求められている。そのため、総合計画3か年実施計画の策定、事業の実施、評価、改善を連携させ、戦略的な事業展開を図る。

3か年実施計画は、事業の優先順位を明らかにするとともに、財政計画と業績測定指標を組み込み、計画策定、予算編成、評価を一体として運用する。

・事業展開のシステム化

3か年実施計画の策定、事業の実施、評価、改善を連携させる。連携させることによって多くの視点が得られる。その結果、より戦略的な事業の選定及び展開が可能となる。

・3か年実施計画掲載事業に対する目標値の設定

3か年実施計画掲載事業ごとに、その業績を測定する業績測定指標等を策定し、目標値を設定する。

業績測定指標は、政策目標の実現に貢献する指標を設定する。

・財政計画の策定と3か年実施計画掲載事業への予算配分

中長期的な財政計画を策定し、3か年実施計画掲載事業に予算を配分する。

実施計画掲載事業の予算額と業績測定指標の目標値、業績測定指標の結果を比較することで、業績が評価できる。

評価結果は、次の実施計画の策定に活用する。

②職員の意識改革・マネジメント能力の向上

行政改革を実行するのは職員である。職員の意識改革・マネジメント能力を向上させ、御殿場型NPM体系の基盤を作る。

・職員の意識を変える取り組みの実施

職員一人ひとりが感性を磨きつつ、市民と真摯に向き合い、常に市民本位の視点に立って、改革・改善の意識の向上をさせる取り組みを実施する。

- ・ 職員のマネジメント能力を高める仕組みの構築
職員研修に限らず、職員のマネジメント能力を高める仕組みを構築する。
経営感覚を持った職員の育成を図る。

- ・ 職員意識調査の実施
職員意識調査を定期的を実施する。
職員の意識やマネジメント能力の変化を確認する。

③組織運営の効率化

社会情勢がめまぐるしく変化する。それに対応するため、迅速な意思決定ができ、機動性の高い組織を構築する。

また、職員数も限られているので、効率的な職員配置を行う。

- ・ 機能的な組織体制の構築
激変する社会情勢や厳しい財政状況に対応できるよう、機動性を高め、機能的かつ効率的な組織をつくる。
- ・ 効率的な人員配置
適切な職員の総数を管理し、最も効率的になるよう職員を配置し、市民の多様な要望や需要に対応できる体制とする。

(2) 透明・公正な行政の推進

①業績測定指標の検証

業績測定指標は、事業の効果的な実施に役立たなければ活用できない。そのため、業績測定指標が政策目標の実現に貢献する指標かどうかを検証する。

第三者による評価を行い、業績測定指標と評価結果を市民に公表する。

- ・ 業績測定指標と政策目標の関係の検証
業績測定指標が政策目標の実現に貢献する指標になっているかどうかを検証する。この検証により、政策目標の実現に貢献しない業績測定指標が設定

されることを防止する。

- ・ 第三者による業績測定指標の評価

市民や有識者などの第三者が、業績測定指標と目標値の妥当性を評価する。
第三者が評価することにより、業績測定指標と目標値の客観性を確保する。

- ・ 業績測定指標の公表

業績測定指標の目標値とその結果を市民に公表する。
目標値を市と市民の間の「約束」とすることで、目標値を達成する。

②事業仕分け^{※2}の実施

限られた人材、財源を有効に活用するため、事業仕分けを実施し、事務事業を根本から見直す。廃止・縮小・改善可能な事業を明らかにし、市民や有識者などによる評価を行う。

民間委託等の手法の活用も検討する。

- ・ 廃止・縮小・改善可能な事業の棚卸し

事務事業の中から廃止・縮小・改善が可能な事業を洗い出す。多くの事業から、事業仕分けの対象となる事業を抽出する。

- ・ 第三者による事業仕分けの実施

市民や有識者などの第三者による事業仕分けを実施する。
行政内部だけでは難しい事業の廃止・縮小・改善を可能とする。

- ・ 民間活力の活用

廃止・縮小・改善可能とされた事業以外についても、民間委託等の手法の活用を検討する。

※2 事業仕分け…行政の事業を抽象論ではなく「現場」の視点で洗い直すことで、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度などの改革を行っていくこと。なお、仕分け作業は、外部の視点で、公開の場において行う。

(3) 市民協働のまちづくり

①市民意識調査の実施

市民意識調査を実施し、市民満足度や市民ニーズを把握する。

- ・市民満足度の把握

市民満足度の調査を定期的実施し、行政経営が市民満足につながっているかを検証する。

- ・市民ニーズの収集・分析

多様な市民ニーズを収集・分析する。

②市民が参画できる場の提供

市民との意見交換や各種審議会への参加など、市民が参画できる場を設け、直接市民の声を聴くことにより、具体的な市民ニーズを把握する。

- ・市民との意見交換

対話集会など市民との意見交換の場を設ける。市民と行政が活発に意見を交わすことで、情報を共有し、理解を深める。

- ・各種審議会等への市民参加

各種審議会等への市民の参加を促す。各種政策への市民参画の機会をつくり、市の政策に共に取り組む。

- ・積極的な情報発信

市民に向けて、情報を積極的に、かつ、わかりやすく提供する。

- ・市民の協働への意識の醸成

市民の協働への意識の醸成を図り、市民と行政が共に取り組む風土をつくる。

(4) 財政の健全化

①市債の抑制

起債を抑制し、安定した財政運営を行う。

②財政の健全化指標の検証

経常収支比率^{※3}や実質公債費比率^{※4}など健全化指標を検証し、健全な財政を維持する。

③公会計改革への対応

公会計改革に対応し、公有財産台帳やコスト情報を整備する。

④自主財源の確保

新たな財源等を確保することで、歳入を増やす。

5. 行政改革の推進にあたって

行政改革の実行的な推進を図るため、本大綱に基づく行動計画を策定し、具体的な実施項目や改革目標を設定する。行動計画の実施状況や目標達成度を確認し見直しを行う。

なお、行動計画、行政改革の進行状況等は公表する。

※3 経常収支比率…人件費や公債費など義務的に支出される経費（経常的経費）が、地方税などの収入に占める割合。

※4 実質公債費比率…自治体の収入に対する実質的な借金の比率。